

5.2.2.4 重大事故等対策及び可搬型設備等による対応

「5.2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備」において、「5.1 重大事故等対策」及び「5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」のうち「5.2.1 可搬型設備等による対応」に従って実施する事項を以下に再掲する。

- ・アクセスルートの確保
- ・アクセスルートの確保の対応
- ・5つの活動又は緩和対策を行うための手順書
- ・前兆事象の対応
- ・体制の整備
- ・大規模損壊発生時の体制
- ・大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方
- ・災害対策本部（松山，高松）体制の確立
- ・支援に係る事項
- ・外部支援体制の確立
- ・大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

(1) アクセスルートの確保

アクセスルートの確保については、「5.1.1(2) アクセスルートの確保」に従って実施することとしており、特定重大事故等対処施設による対応に関する記載を抜粋し、以下に再掲する。

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握

するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。

屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。複数ルートのうち少なくとも1ルートは、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、速やかに運搬、移動が可能なルートとするとともに、他の復旧可能なルートも確保する。

屋内及び屋外アクセスルートは、想定される自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。

屋外アクセスルートは、想定される自然現象のうち凍結及び森林火災、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因と

なるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物，近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災，航空機墜落による火災）に対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。

屋外アクセスルートの周辺構造物の倒壊による障害物については，ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。また，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため，障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる要員を確認する。

屋内アクセスルートは，地震，津波及びその他想定される自然現象による影響（洪水，台風及び竜巻による飛来物，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，高潮，火山の影響（降灰）並びに森林火災）並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（近隣工場等の火災（ばい煙の二次的影響），有毒ガス）に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。

屋内アクセスルートは，重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また，屋内のアクセスルート上には，転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに，撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛，転倒防止措置により，通行に支障をきたさない措置

を講じる。

アクセスルート周辺の機器に対しては火災の発生防止処置を実施する。火災防護対策については「添付書類八 1.6.1.2 火災発生防止」に示す。

機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。

アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備及びアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(2) アクセスルートの確保の対応

アクセスルートの確保の対応については、「5.2.1.1(3)b.(f)」のアクセスルートの確保の対応に従って実施することとしており、以下に再掲する。

「5.2.1.1(3)b.(c)」から「5.2.1.1(3)b.(e)」の各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ホイールローダ、その他の重機を用いて斜面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応を行うためのアクセスルート及び各影響緩和対策の操作に支障となる火災並びに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。

(3) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書

5つの活動又は緩和対策を行うための手順書については、
「5.2.1.1(3)c.(a) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順等」に従って実施することとしており、特定重大事故等対処施設による対応に関連する記載を抜粋し、以下に再掲する。

a. 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書

(a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

大規模損壊発生時に大規模な火災が発生した場合における消火活動として、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、大型放水砲等を用いた泡消火についての手順書を整備するとともに必要な設備を配備する。

大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、大型放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、火災の状況に応じて可搬型泡放水砲等による泡消火を準備する。また、早期に準備が可能な消防自動車、可搬型消火設備による延焼防止のための消火を実施する。

当該の消火活動を行うに当たっては、以下のとおり、連絡責任者又は発電所災害対策本部と消防要員との連絡を密に行い、火災の影響により対応が困難な場合は別の手段を試みる等、要員の安全確保に配慮して実施する。

- ・現場において事故対応操作等を行う場合には、並行して消火活動が必要になることを想定し複数名で活

動する。

- ・再燃又は延焼の可能性を考慮し、火災への監視を強化する。
- ・消火活動を含む屋内での活動の際には、火災対応用の装備品（例：防火服、空気呼吸器等）を確実に装着する。当該の装備品を装着しての消火活動については、あらかじめ活動できる時間（仕様）を確認した上で行う。
- ・消火活動を行うに当たっては、消火活動専用として配備している無線通信装置（可搬型）を活用し、発電所災害対策本部と消防要員の連絡を密にする。無線通信装置（可搬型）での連絡が困難な建屋内において火災が発生している場合には、複数ある別の対応手段を選択して事故対応を試みるとともに、火災に対しては連絡要員を配置する等により外部との通信ルート及び消防要員の安全を確保した上で、対応可能な範囲の消火活動を行う。

また、発電所災害対策本部要員による消火活動を行う場合でも、消防用に使用する無線通信装置の回線と事故対応用の無線通信装置の回線は同一であることから、発電所災害対策本部との継続した連絡が可能である。

(4) 前兆事象の対応

前兆事象の対応については、「5.1.4(1)f.」の前兆事象の対応に従って実施することとしており、以下に再掲する。

前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす

可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。

大津波警報が発令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。また、所員の高台への避難及び扉の閉止確認を行い、海面監視カメラ及び耐震型海水ピット水位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。

台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を整備する。

竜巻の発生が予測される場合、車両の退避又は固縛、クレーン作業の中止、海水ポンプエリア及び原子炉建屋又は原子炉補助建屋とタービン建屋境界の水密扉及びその他扉の閉止状態を確認する手順を整備する。

その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。

(5) 体制の整備

体制の整備については、「5.1.4(3) 体制の整備」に従って実施することとしており、特定重大事故等対処施設による対応に関連する記載を抜粋し、以下に再掲する。

重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。

- a. 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実

施し得る体制を整備する。重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災管理者（所長）は、事象に応じて非常体制（非常準備体制、第1種非常体制、第2種非常体制）を発令し、発電所災害対策要員の非常招集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所災害対策本部を設置して対処する。

原子力防災管理者（所長）は、発電所災害対策本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。

本部長の下に副本部長（副原子力防災管理者）を設置する。副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長がその職務を代行する。

発電所災害対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織として、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う運転班（運転員を含む。）、発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う調査復旧班並びに消火活動を実施する消防班、実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成する。

通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動の実務経験が発電所災害対策本部での事故対応、復旧活動に活かせるよう、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、責任者である班長（管理職）を定め、指

揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策本部体制においても、その職務に支障をきたすことがないように、原子力本部長が選任し、独立性を確保する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等発生時において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、発電所災害対策要員（発電所災害対策本部長を含む。）へ指示を行い、発電所災害対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。

休日・夜間に重大事故等が発生した場合、当直長は、発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるよう、通信連絡手段により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は、その情報連絡を受け、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、当直長へ指示を行う。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡があった場合発電所に駆けつける。重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に駆けつけられるよう、非常招集ルート圏内（伊方町，八幡浜市等圏内）に3号炉の発電用原子炉主

任技術者又は代行者を1名確保する。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。

- b. 実施組織を、運転班（運転員を含む。）、調査復旧班及び消防班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。

運転班は、運転員の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、発電施設の保安維持を行う。運転員は、3号炉が運転中においては10名とし、運転停止中^{*}については8名、使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては5名を確保する。

※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間及び原子炉内に燃料体が1体以上ある期間

調査復旧班は、発電設備及び建物、構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。

消防班は、消火活動を実施する。

- c. 実施組織は、複数号炉の同時被災の場合において以下のとおり対応できる組織とする。

発電所災害対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、発電所災害対策本部長の指示により複数名指名した総括の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対応の検討を行う。

初動対応に必要な発電所災害対策要員を発電所内に、有効性評価上考慮する作業に必要な発電所災害対策要員を発

電所近傍に、それぞれ常時確保し、複数号炉の同時被災が発生した場合においても、確保した発電所災害対策要員により、重大事故等対処設備を使用して3号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料ピットの被災対応ができる体制とする。

実施組織は総括の指示のもと、当該発電用原子炉に特化して情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。

複数号炉の同時被災の場合でも情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡を行う者を配置し、原子力災害対策特別措置法に定められた通報連絡先へ連絡するとともに、通報連絡後の情報連絡は情報連絡を行う者が管理を一括して実施する体制を構築することで円滑に対応できる体制とする。

発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても指示を的確に実施する。

各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安監督を誠実かつ、最優先に行う。

また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、号炉ごとに選任した発電用原子炉主任技術者は、発電所災害対策本部から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、発電所災害

対策要員（発電所災害対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。

- d. 発電所災害対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。

技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援及び保安上の技術的支援を行うものとして運転班、調査復旧班及び消防班で構成する。運転班のうち技術支援を行う班は、重大事故等発生時に炉心損傷へ至った場合において、プラント状態の把握及び事故進展の予測、パラメータの監視、パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性及び悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた操作の選定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。調査復旧班のうち技術支援を行う班は、発電設備及び建物、構築物の応急復旧計画立案及び実施組織へ実施すべき内容の指示を行う。消防班のうち技術支援を行う班は、火災発生箇所の特定制及び実施組織へ優先すべき消火活動の指示を行う。

運営支援組織は、情報連絡班、報道班、技術支援班、総務班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。

情報連絡班は、発電所災害対策本部の運営、情報の収集、関係官庁及び関係地方公共団体への通報連絡並びに各班へ本部指令事項の連絡を行う。

報道班は、関係地方公共団体等の対応及び報道機関の対応を行う。

技術支援班は、発電所内外（周辺海域を含む）の放射線・放射能の状況把握、発電所災害対策要員の被ばく管理及び放射性物質による汚染の除去を行う。

総務班は、避難誘導、救護、警備対策、資機材の輸送調達、緊急被ばく医療の実施及び食料等の調達手配を行う。

これらの各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。

- e. 原子力防災管理者（所長）は、警戒事象（原子力災害対策特別措置法第 10 条の可能性がある事故、故障等又は自然災害発生）により非常体制を発令し、発電所災害対策要員の非常招集連絡を行い、原子力防災管理者（所長）を本部長とする発電所災害対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。

休日・夜間においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内に緊急時対応要員を常時確保する。発電所災害対策本部の体制が機能するまでは、当直長の指揮の下、運転員、緊急時対応要員を主体とした初動の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、当直長は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら緊急時対応要員へ指示を行う。緊急時対応要員は、当直長の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。

参集要員が発電所に到着し、原子力防災管理者（所長）が発電所災害対策本部を設置すれば、緊急時対応要員は発電所災害対策本部要員となり、発電所災害対策本部長の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。

参集要員への非常招集連絡については、緊急呼出システムを活用するとともに、バックアップとして社員寮その他必要な箇所に衛星電話設備を配備することで参集要員との連絡及び非常招集を行う。なお、地震の影響により緊急呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常招集連絡ができない場合でも地震（愛媛県内において、震度5弱以上の地震）の発生により発電所に自動参集する体制を整備する。

重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために、3号炉が運転中においては、発電所内に運転員10名並びに通報連絡及び重大事故等の対応を行う緊急時対応要員22名の合計32名を確保する。

運転停止中※については、運転員を8名とし合計30名、さらに使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては、運転員を5名とし合計27名を確保する。

※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間及び原子炉内に燃料体が1体以上ある期間

また、火災発生時の初期消火活動に対応するため、初期消火活動を行う体制についても発電所に常時整備する。

重大事故等が発生した場合、緊急時対応要員のうち連絡責任者等は緊急時対策所（EL. 32m）に、現場で対応を行う要員はEL. +32mの集合場所に集まり、各要員の任務に応じた対応を行う。

重大事故等の対応については、高線量下の対応においても、社員及び協力会社員を含め緊急時対応要員を確保する。

当社社員と協力会社員の現場での対応については、請負契約のもと、それぞれがあらかじめ定められた業務内容をそれぞれの責任者の下で行うこととする。必要に応じて作業の進捗について、当社と協力会社の責任者間で相互連絡を取り合うようにする。

病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の緊急時対応要員に欠員が生じた場合は、緊急時対応要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた緊急時対応要員の体制に係る管理を行う。

緊急時対応要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる発電所災害対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。

また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、休日・夜間を含めて必要な参集要員を非常招集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。

- f. 発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、上記 b. 項及び d. 項のとおり明確にするとともに、各班に責任者である班長及び副班長を配置する。
- g. 発電所内の事故収束活動に関しては、社長の判断を仰ぐことなく発電所災害対策本部の権限において対応するなど、発電所災害対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所災害対策本部長の原子力防災管理者（所長）、当直長及び班長が欠けた場合に備え、本部長（原子力防災管理者）、当直長及び班長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。

発電所災害対策本部長は、全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、複数号炉の同時被災時は総括を複数名指名し、それぞれの総括のもと重大事故等対策を実施する。

発電所災害対策本部長の原子力防災管理者（所長）が欠けた場合は副本部長（副原子力防災管理者）の所長代理（技術系）を代行とし、さらに副本部長の所長代理（技術系）が欠けた場合は、同副本部長（安全管理部長、保修部長、品質保証部長又は発電部長）が代行とすることをあらかじめ定める。

当直長が欠けた場合は、当直長を補佐し、運転管理に当たっている副当直長が当直長に代わり職務を遂行することをあらかじめ定める。

実施組織及び支援組織の各班には責任者である班長（課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長又は副長）を配置する。

- h. 発電所災害対策要員が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。

重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、以下の施設及び設備を整備する。

支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム及びSPDS表示端末、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テ

レビ会議システムを含む。）、衛星電話設備及び緊急時用携帯型通話設備を備えた緊急時対策所（EL. 32m）を整備する。

実施組織が、中央制御室、緊急時対策所（EL. 32m）及び現場との連携を図るため、緊急時用携帯型通話設備、無線通話装置（可搬型）及び衛星電話設備を整備する。また、照明の電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の把握を実施できるようヘッドライト等を整備する。

これらは、重大事故等発生時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設及び設備を使用することによって発電用原子炉施設の状態を確認し、必要な所内外各所へ通報連絡を行い、また重大事故等に対処するため、夜間においても速やかに現場へ移動する。

- i. 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、原子力本部（松山）と本店（高松）の原子力施設事態即応センターに設置する災害対策本部（松山、高松）等の発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行うことができる体制とする。

発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所災害対策本部の情報連絡班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、災害対策本部（松山、高松）と発電所災害対策本部間において衛星

電話設備，統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム及びSPDS表示端末を使用することにより，発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。また，災害対策本部（松山，高松）との連絡を密にすることで報道発表，外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を災害対策本部（松山，高松）で実施し，発電所災害対策本部が事故対応に専念でき，かつ，発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。

- j. 重大事故等発生時に，発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。

発電所において，警戒事象，特定事象，又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象が発生した場合，原子力防災管理者は，それぞれの区分により直ちに非常体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。

原子力部長は，発電所災害対策本部長から発電所における非常体制発令の報告を受けた場合，直ちに社長及び原子力本部長に報告し，社長は本店に非常体制を発令し，原子力本部長は松山原子力本部に非常体制を発令する。原子力部長は，本店原子力組織で構成する災害対策本部（高松）を設置するため，本店の災害対策本部要員を非常招集し，原子力本部長は，原子力本部（松山）原子力組織で構成する災害対策本部（松山）を設置するため，原子力本部（松山）の災害対策本部要員を非常招集する。

社長及び原子力本部長は非常体制を発令した場合，速や

かに原子力本部（松山）と本店（高松）の原子力施設事態即応センターに災害対策本部（松山，高松）を設置し，社長は原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制にて原子力災害対策活動を実施するため，災害対策総本部長としてその職務を行う。災害対策本部（松山）及び災害対策本部（高松）の両本部は，一体となって災害対策総本部を構成し，発電所での災害対策活動の支援を行う。なお，社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。

また，原子力本部長は災害対策本部（松山）本部長としてその職務を行い，副社長等は災害対策本部（高松）本部長としてその職務を行う。災害対策本部（松山，高松）本部長は，各災害対策本部の設置，運営，統括及び災害対策活動に関する総括管理を行い，災害対策本部（松山，高松）の副本部長は本部長を補佐する。災害対策本部（松山，高松）の各班長は本部長が行う災害対策活動を補佐する。

災害対策本部（松山，高松）には，発電所災害対策本部が事故対応に専念できるよう，技術支援組織と運営支援組織を設ける。

技術支援組織は，事故状況の把握及び事故拡大防止対策，事故拡大防止のための運転措置の支援，保安上の技術的支援，外部電源に関する支援及び資機材の調達運搬を行う調査復旧班で構成する。

運営支援組織は，情報の収集及び災害状況把握を行う情報連絡班，放射線被害状況の把握を行う技術支援班，自治体及びプレス対応を行う報道班，緊急被ばく医療の把握，

食料，宿泊の手配調達を行う総務班から構成する。これら技術支援組織と運営支援組織の班員が原子力施設事態即応センターに参集し活動を行う。

災害対策本部（高松）の本部長は発電所における災害対策の実施を支援するために，原子力災害対策特別措置法第10条通報後，原子力事業所災害対策支援拠点の設営のため，あらかじめ選定している人員を災害対策本部（高松）に招集するなどの必要な準備を情報連絡班長に指示する。

その後の事態進展を踏まえ，災害対策総本部長が原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合，災害対策本部（高松）本部長は，あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し，必要な人員を派遣するとともに，災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。災害対策総本部長が移動中の場合には，あらかじめ定められた代行者が指揮をするとともに，災害対策総本部長への連絡手段を確保する。

また，災害対策本部（高松）は，他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ技術的な支援が受けられる体制を整備する。

- k. 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて，災害対策本部（松山，高松）が中心となって社内外の関係各所と連絡し，適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。

重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力及び温度が通

常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備する。主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。また、設備の補修を実施するための放射線量低減、放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力活動体制を継続して構築する。

(6) 大規模損壊発生時の体制

大規模損壊発生時の体制については、「5.2.1.2(2) 大規模損壊発生時の体制」に従って実施することとしており、以下に再掲する。

重大事故等対策で整備する発電所災害対策本部体制を基本とするが、大規模損壊発生時には下記事項を考慮したものとする。

- a. 大規模損壊時の不確実性にも対処できるよう 1，2 号炉の運転員による応援が可能な体制を整備する。
- b. 休日・夜間において、重大事故等及び大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、常駐者として発電所構内に運転員に加え、緊急時対応要員 22 名及び消防要員 8 名を確保し、連絡責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。

また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生により、中央制御室（3 号炉運転員を含む）が機能しない場合もあらかじめ想定し、発電所災害対策本部要員

内で役割を変更する要員に対して事前に周知しておくことで混乱することなく迅速な対応を可能とする。

- c. 大規模損壊発生時において、発電所災害対策本部要員として参集が期待される社員寮及び社宅から発電所へのアクセスルートは複数ルートを確保し、その中から適応可能なルートを選択し、発電所へ参集する。

なお、発電所周辺（社員寮、社宅等）から参集する場合は、集合場所に集合し、発電所の状況等の確認を行った後、発電所への移動を開始する。

- d. 休日・夜間において、大規模な自然災害が発生した場合には、上記のアクセスルートにより社員寮、社宅等からの参集による増員が期待できると想定されるが、万一参集までに時間を要する場合であっても、発電所構内の常駐者により優先する対応手順を必要とする人数未満で対応することで当面の間は事故対応を行えるよう体制を整備する。

(7) 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方

大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方については、「5.2.1.2(3) 大規模損壊発生時の要員の確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方」に従って実施することとしており、以下に再掲する。

大規模損壊発生時には、通常原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所災害対策要員を確保するとともに指揮命令系

統を確立できるよう，大規模損壊時に対応するための体制を以下の基本的な考え方に基づき整備する。

- a. 大規模損壊への対応要員を常時確保するため，休日・夜間における運転員及び緊急時対応要員並びに消防要員は，地震，津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう，分散して待機する。また，地震，津波等の大規模な自然災害によって，待機場所への影響が考えられる場合は，屋外への退避及び高台への避難等を行う。なお，建物の損壊等により上記要員の一部が被災するような状況においても，発電所構内に勤務している発電所災害対策要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。
- b. 地震，津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生により，通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考慮し，原子力防災管理者の代行者をあらかじめ複数定める。また，休日・夜間においては，連絡責任者の代行者として当直長が指揮を執ることで体制を維持する。
- c. 大規模損壊等により炉心が損傷した場合において，原子炉格納容器の破損のおそれ又は破損した場合，最低限必要な発電所災害対策本部要員を確保したうえで，その他の要員は総合事務所の使用可否により，発電所外へ一時避難させるか総合事務所内緊急時対策所に待機させるかを判断する。

プルーム放出時は，最低限必要な発電所災害対策要員は

緊急時対策所（EL. 32m）にとどまり，その他の発電所災害対策要員は，総合事務所が使用できる場合には総合事務所内緊急時対策所に屋内待機し，総合事務所が使用できない場合は発電所外へ一時避難し，その後，交代要員として発電所へ再度非常招集する。

- d. 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合，平日・昼間においては，発電所災害対策本部体制の中で自衛消防組織が大規模火災に対応する。休日・夜間の場合は，連絡責任者が大規模な火災に対応するため放水砲等を用いた消火活動が必要と判断した場合，緊急時対応要員から必要な人員を消火活動に割り当て，火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。

なお，発電所災害対策本部の体制が整った後は，発電所災害対策本部長の判断により，自衛消防組織を設置し，自衛消防隊による消火活動を実施する。

(8) 災害対策本部（松山，高松）体制の確立

特定重大事故等対処施設による発電所への支援体制は，重大事故等対策で整備する災害対策本部（松山，高松）の体制と同様である。

(9) 支援に係る事項

支援に係る事項については，「5.1.3 支援に係る事項」に従って実施することとしており，以下に再掲する。

重大事故等に対して事故収束対応を実施するため，発電所内であらかじめ用意する重大事故等対処設備，予備品及び燃料等の手段により，重大事故等対策を実施し，事故発生後 7

日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。重大事故等の対応に必要な水源については、淡水源に加え最終的に海水に切替えることにより水源が枯渇することがないようにする。

また、プラントメーカ、協力会社、その他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともにあらかじめ重大事故等発生に備え協議、合意の上、外部からの支援計画を定め、発電所災害対策要員の支援及び燃料の供給の契約を締結する。事故発生後、当社発電所災害対策本部体制が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカからは設備の設計根拠や機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策の提供、協力会社からは、事故収束及び復旧対策活動に必要な発電所災害対策要員の支援並びに燃料供給会社からは燃料の供給を受けられるように支援計画を定める。

資機材の輸送に関しては、自社及び協力会社の車両による輸送に加え、運送会社及びヘリコプタ運航会社とも契約を締結し、迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。

原子力災害における原子力事業者間協力協定に基づき、他の原子力事業者からは、人員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けることができるように支援計画を定める。

さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同

種の設備（電源車等），主要な設備の取替部品及び燃料等について支援を受けることによって，発電所内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い，継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後 6 日間までに支援を受けられる体制を整備する。

また，原子力事業所災害対策支援拠点から，災害対策支援に必要な資機材として，食料，その他の消耗品，汚染防護服及びその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。

(10) 外部支援体制の確立

特定重大事故等対処施設による発電所への外部支援体制は，重大事故等対策で整備する外部支援体制と同様である。

(11) 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方については，「5.2.1.3(2) 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方」に従って実施することとしており，以下に再掲する。

大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については，重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に高線量の環境，大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また，故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時の対応に必要な資機材は，原子炉建屋及び原子炉補助建屋から 100m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。

a. 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必

要な照明機能を有する資機材を配備する。

- b. 地震及び津波の大規模な自然災害による変圧器火災，又は故意による大型航空機の衝突に対して，大規模な燃料火災の発生に備え必要な消火活動を実施するために着用する防護具，消火薬剤等の資機材，可搬型泡放水砲等を配備する。
- c. 炉心損傷及び原子炉格納容器破損による高線量の環境下において，事故対応するために着用するマスク，高線量対応防護服，線量計等の必要な資機材を配備する。
- d. 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク，長靴等の資機材を配備する。
- e. 大規模な自然災害により外部支援が受けられないことを想定して防護具，放射線管理用資機材，食料等の資機材を確保する。
- f. 大規模損壊発生時において，指揮者と現場間，発電所の内外との連絡に必要な通信手段を確保するため，多様な複数の通信手段を整備する。

また，通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として，緊急時用携帯型通話装置（有線），無線通信装置（可搬型），衛星電話（可搬型，固定型），衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに，消火活動専用の通信連絡設備として無線通信装置（可搬型）を配備する。